

議案第 23 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 107 の項、111 の項、112 の項、115 の項から 117 の項まで、119 の項から 123 の項まで、125 の項から 125 の 3 の項までの規定中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 125 の 4 の項事務の欄中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「除く」を「除く。」に改め、同表 125 の 5 の項、125 の 8 の項から 125 の 10 の項まで、125 の 12 の項から 125 の 16 の項まで、125 の 18 の項、125 の 19 の項、165 の項及び 166 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 170 の項額の欄中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同欄(1)イ(ウ)及び(エ)中「300 平方メートルを超え」の次に「1,000 平方メートル以内のものは 1 部分につき 16,000 円、1,000 平方メートルを超え」を加え、同欄(1)ウ中「300 平方メートルを超え」の次に「1,000 平方メートル以内のものは 1 件につき 16,000 円、1,000 平方メートルを超え」を加え、同欄(2)イ(ウ)中「300 平方メートルを超え」の次に「1,000 平方メートル以内のものは 1 部分につき 138,000 円、1,000 平方メートルを超え」を加え、同欄(2)イ(エ)中「300 平方メートルを超え」の次に「1,000 平方メートル以内のものは 1 部分につき 300,000 円、1,000 平方メートルを超え」を加え、同欄(2)ウ中「300 平方メートルを超え」の次に「1,000 平方メートル以内のものは 1 件につき 300,000 円、1,000 平方メートルを超え」

を加え、同表171の項事務の欄中「第55条第2項」を「第55条第1項」に改め、同項額の欄中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄(1)イ(ウ)及び(エ)中「300平方メートルを超え」の次に「1,000平方メートル以内のものは1部分につき11,000円、1,000平方メートルを超え」を加え、同欄(1)ウ中「300平方メートルを超え」の次に「1,000平方メートル以内のものは1件につき11,000円、1,000平方メートルを超え」を加え、同欄(2)イ(ウ)中「300平方メートルを超え」の次に「1,000平方メートル以内のものは1部分につき72,000円、1,000平方メートルを超え」を加え、同欄(2)イ(エ)中「300平方メートルを超え」の次に「1,000平方メートル以内のものは1部分につき154,000円、1,000平方メートルを超え」を加え、同欄(2)ウ中「300平方メートルを超え」の次に「1,000平方メートル以内のものは1件につき154,000円、1,000平方メートルを超え」を加え、同表172の項額の欄1中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは16,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(1)中「以下この項及び172の5の項において「省令」を「172の3の項及び172の5の項並びに備考第3号及び第4号において「省令」に、「172の5の項において「一次エネルギー消費量」を「172の3の項において「一次エネルギー消費量」に改め、「及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物」を削り、「次項から172の6の項まで（172の5の項を除く。）」を「172の2の項、172の5の項及び172の6の項」に改め、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは110,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)中「及び屋内周囲空間の年間熱負荷」を削り、「次項から172の6の項まで（172の5の項を除く。）」を「172の2の項、172の5の項及び172の6の項」に改め、「300平方メー

トル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは284,400円、1,000平方メートル以上」を加え、同表172の2の項額の欄1中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは11,800円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(1)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは77,600円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは199,200円、1,000平方メートル以上」を加え、同表172の3の項事務の欄中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項額の欄中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄1中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同欄1(2)イ(イ)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは16,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(イ)a中「モデル建物法」の次に「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。172の4の項において同じ。)」を、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは110,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(イ)b中「標準入力法等」の次に「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。172の4の項において同じ。)」を、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは284,400円、1,000平方メートル以上」を加え、同表172の4の項事務の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項額の欄中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「同法第35条第2項」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄

1 中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同欄1(2)イ(イ)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは11,800円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(イ)a中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは77,600円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(イ)b中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは199,200円、1,000平方メートル以上」を加え、同表172の5の項事務の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項額の欄1中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同欄1(2)イ中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは16,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(ア)中「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)」を削り、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは110,700円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)イ(イ)中「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)」を削り、「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは284,400円、1,000平方メートル以上」を加え、同表172の6の項額の欄1中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは11,800円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(1)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは77,600円、1,000平方メートル以上」を加え、同欄2(2)中「300平方メートル以上」の次に「1,000平方メートル未満のものは199,200円、1,000平方メートル以上」を加え、同表備考第16号を同表備考第18号とし、同表備考第12号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、同表備考第11号中「172の3の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は172の4の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申

請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第13号とし、同表備考第10号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号を同表備考第12号とし、同表備考第9号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号を同表備考第11号とし、同表備考第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同表備考第4号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号を同表備考第6号とし、同表備考第3号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第2号の次に次の2号を加える。

- 3 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ172の項2(2)、172の2の項2(2)、172の5の項2(2)イ(イ)又は172の6の項2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 4 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築

物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ172の3の項2(2)イ(イ) b 又は172の4の項2(2)イ(イ) b に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い手数料額を改める等するほか、所要の規定整備をする必要がある。